

プレスリリース [2022 年 1 月 28 日]

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、2021 年度の住民税均等割が非課税の世帯等に対して、1 世帯あたり 10 万円を支給します。

【支給対象】

① 住民税非課税世帯

基準日（2021 年 12 月 10 日）において世帯全員の 2021 年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※ただし、世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外となります。

② 家計急変世帯

①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、2021 年 1 月以降の家計が急変し、世帯員全員が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

【給付額】

1 世帯あたり 10 万円 ※1 世帯 1 回限り。上記①②の重複支給はできません。

【申請方法】

① 住民税非課税世帯

対象世帯の世帯主に対して、町田市から「臨時特別給付金確認書」を 2 月 1 日に郵送予定です。

※2021 年 1 月 2 日以降に町田市に転入した方がいる世帯は、前住所地へ照会を行うため、2 月中旬に郵送予定です。

② 家計急変世帯

申請が必要です。町田市ホームページ、又は、生活援護課窓口から「臨時特別給付金申請書」を入手のうえ、必要事項を記入して郵送してください。

■ 本件に関するお問い合わせ先

地域福祉部 生活援護担当課長 小山 TEL 042-724-2134